

保存版

スクールバス運行の手引 (家庭用)



東京都立町田の丘学園

目 次

はじめに

1	運行の基本方針	1
2	利用上の注意とお願い	2
	・ 毎日の御利用に際して	2
	・ 欠席連絡について	4
	・ 下校便について	5
	・ バス停に遅れたとき	5
	・ 緊急時の連絡について	6
3	その他・注意事項	9

1 運行の基本方針

○東京都教育委員会の定める運行の目的（教育基本法にいう「教育の機会均等」の趣旨、並びに特別支援学校への就学の特別な事情を勘案して、児童・生徒の登下校のためスクールバスを運行する。）及び方針に基づき、通学区域内を運行区域としたターミナル方式による幹線道路の運行を基本にスクールバスを運行します。

○一人通学が困難な児童・生徒のための通学の便（一人通学への移行の配慮、通学手段の確保）を図るとともに、これに伴う付添者の負担軽減を趣旨とします（※家とバス停の間の送迎には付添者があることが原則となります）。保護者の方の乗車は御遠慮願います。

○バス乗車に関しては、居住地から近いバス停と学校の往復を原則とします。他コースのバスに乗車することはできません。

○スクールバスは、東京都教育委員会への届け出、バス会社との契約により年度途中でのバスコース、バス停等の変更は原則できません。児童・生徒の転出入や道路事情により、やむを得ずコース乗車時刻を変更する場合があります。その際は御協力ください。



2 利用上の注意とお願い

毎日の御利用に際して

- 各コースの乗車名簿（別途配布）にて、利用バス停及び時刻を必ずお確かめください。
- バス停には、登下校便とも記載時刻の**5分前**にはバス停で乗務員から**見やすい位置**でお待ちください。バスは乗車名簿通りに運行しますが、毎日の交通事情により到着時刻が変動することを、あらかじめ御了承ください。
- 登校便に乗る際は、**トイレを済ませてから乗車**させてください。
- バスの座席で使用する座位保持器具（胸ベルトなど）は、各家庭での御用意をお願いします。試用として学校の物品をしばらくの間、お貸しすることはできますので、担任と相談してください。在庫がないこともありますので、御了承ください。
- 車いす利用者は、簡易な車いす（バギータイプ）ではなく、バス内で輪留め、ロープでの固定ができるなど、安全に乗車できる丈夫な車いすでの利用をお願いします。（分からないときは、御相談ください。）
- 車いす利用者は、使用する車いすのタイヤ空気圧・ねじやナットなどのゆるみがないように、点検・整備をお願いします。
- 登下校便ともに、定刻を過ぎてもバス停にいらっしゃらない場合は、**通過**させていただきます。
- バス停ではお子様の安全をしっかりと確保してください。
 - ・車道へ飛び出さない。
 - ・バスが確実に停車し扉が開くまでバスに近づかない。 など
- 乗車の際は、座席に安全に座ったことを確認した後、シートベルト・その他必要に応じた装具の着用まで保護者の責任でお願いします。難しい場合には、学校までお知らせください。

- 代理人（ファミリーサポート等）に送迎を頼む場合は、必ず事前に学校へ連絡をしてください。また、学校から配布する名札の着用をお願いします。連絡がなく、代理人の確認が取れない場合、下校時は防犯上の観点から学校まで連れ戻りますので、御理解ください。
- 児童・生徒のその日の体調・健康状態・機嫌等で普段と変わった様子や心配なことがありましたら、必ず乗車の際に乗務員にお伝えください。
- 決められた下校時刻以外の時間帯に乗車する（例：C便に乗る日にA便に乗る等）ことはできません。
- 車内の冷暖房には、注意を払っていますが、乗車時間の長短や、その日の体調等にもよ
り、車内の温度調整だけでは個別に対応しきれない場面もあることを御理解ください。
- 飲食物（朝食、ジュース、お菓子）の持込みは、一切できません。
- 登下校便とも、定刻より10分以上遅れが発生した場合には、メール配信サービス（マチコミメール）で学校より連絡します。
- スクールバスの安心・安全かつ円滑な運行のためには、家庭・バス会社・学校の三者による連携が必要です。そのためにコミュニケーションを大切にしております。乗車する際には、御挨拶や、必要に応じて御家庭での様子をお伝えいただくなど、お願いいたします。

事前の欠席連絡について

○事前に、欠席やスクールバスに乗車しないことが分かっている場合、スクールバスにはスクールバス連絡票、学校には連絡帳でお伝えくださいますようお願いいたします。

「口頭」での連絡では、漏れや聞き違いがでてしまうので、「スクールバス連絡票」を使用するようお願いいたします。

当日の欠席連絡について

1、欠席や遅刻（登校便に間に合わない場合を含む）等、やむをえず当日に変更となる場合は、学校とバス会社（またはバス）の両方へ必ず連絡をしてください。

○バスへの連絡（①、②のいずれか）

①バス会社営業所へ連絡

は始発時刻10分前までにお願いいたします。学校名、コース名、バス停名、氏名を必ず伝えてください。

時刻を過ぎてしまった場合でも、スクールバス営業所に必ず連絡をお願いいたします。

②直接、バス停に行き乗務員に伝えることも可能です。

○学校への連絡（本校舎 042-737-0570）（山崎校舎 042-792-4260）

7時50分～8時15分の間に電話連絡をしてください。

学級担任が必ず電話に出られるとは限りませんので、

「●部門 ●学部 ●年●組 名前●● です。」欠席理由は「昨日の夜から、37.9度の発熱により通院するため欠席します。」など具体的にお伝えください。

2、早退や学校へ残る等当日急に下校便を使わなくなり、スクールバス連絡票の提出が間に合わない場合は、わかった時点で学校とバスの両方へ連絡をしてください。登校後に体調を崩し早退になった場合は、学校からスクールバスに伝えます。



下校便について

○平常時間割の場合

下校便 (発車時刻)	運行曜日と乗車学年	備考
A便 (13:50)	月：小学部1～3年 火：小学部1年(1学期のみ) 水：小学部1～6年 木：小学部1・2年	基本的には登校便と逆ルートを行 行します。状況により変更がある場 合は事前に連絡(マチコミメールを 含む)します。
B便 (14:40) ※山崎校舎のみ	金：小・中学部全学年	
C便 (本校舎は15:45 山崎校舎は15:35)	月・火・木・金 ：A便以外の学年	

○短縮時間割期間の場合 下校時刻の短縮全校便の箇所を御覧ください。

短縮便の種類	備考
11:30発	始業式、終業式等の式日に運行します。
13:50発	給食ある短縮日に運行します。

※総合防災訓練の日は、登校便は通常運行ですが、下校便の運行はありません。

※下校便の予定につきましては、学校だより・学部、学年だよりなどで、短縮日など下校便の時刻を御確認ください。

バス停に遅れたとき

○登校便に乗れなかった場合は、各御家庭の責任において、登校してください。

○下校便のお迎えがなかった場合は、残りの児童・生徒を降車させた後、学校に戻ります。連絡があり次第、速やかに学校までお越しください。(A便のお迎えがなく学校に戻った場合でも、C便に乗車して下校することはできません。)

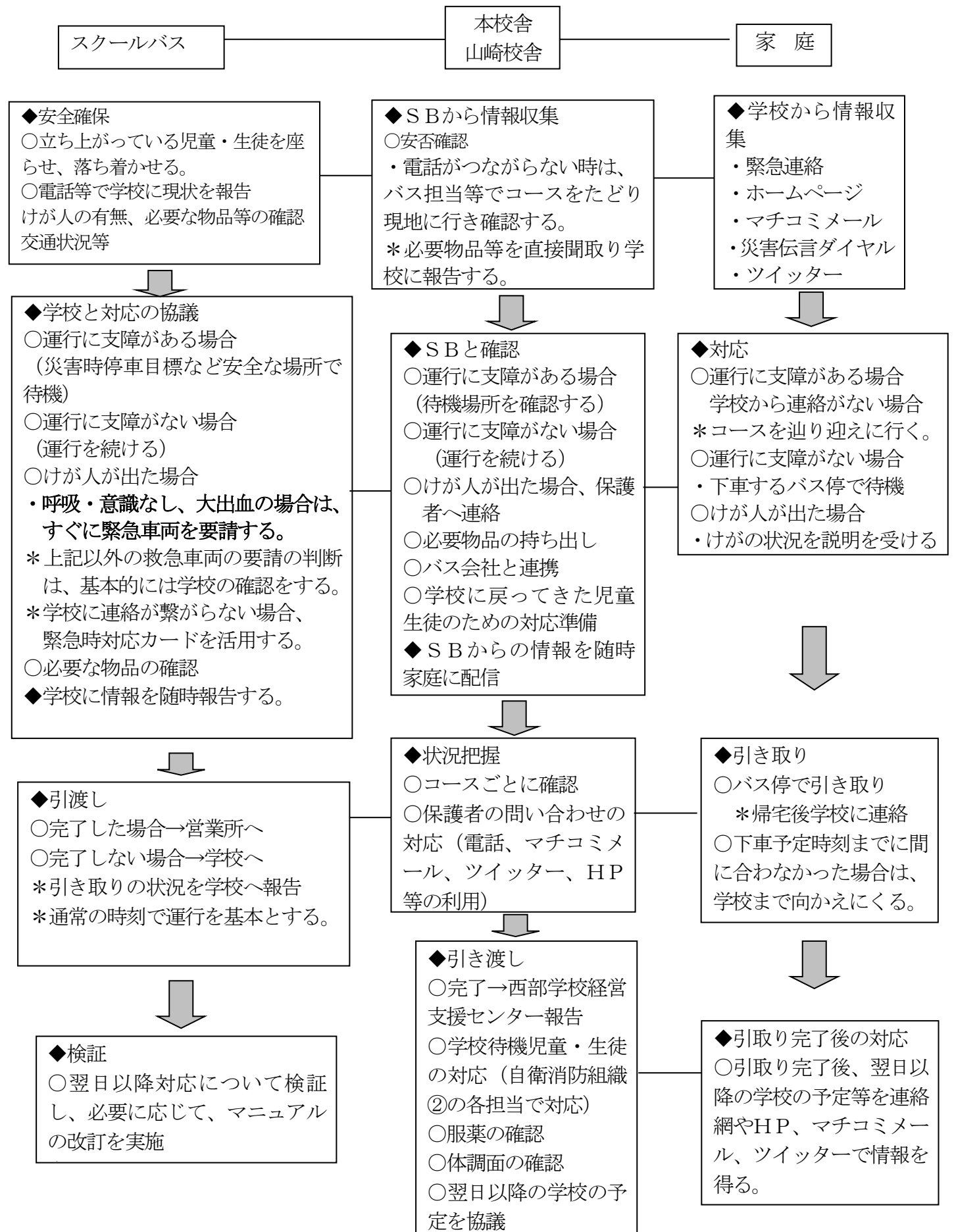
○各バス会社との契約時間は、終点バス停の到着時刻までとなっています。お迎えがなく学校に戻る場合、スクールバス乗務員に迷惑をかける他、近隣住民とのトラブルになりかねません。下校時刻表をよく確認の上、お迎えの忘れや遅れがないようお願いいた

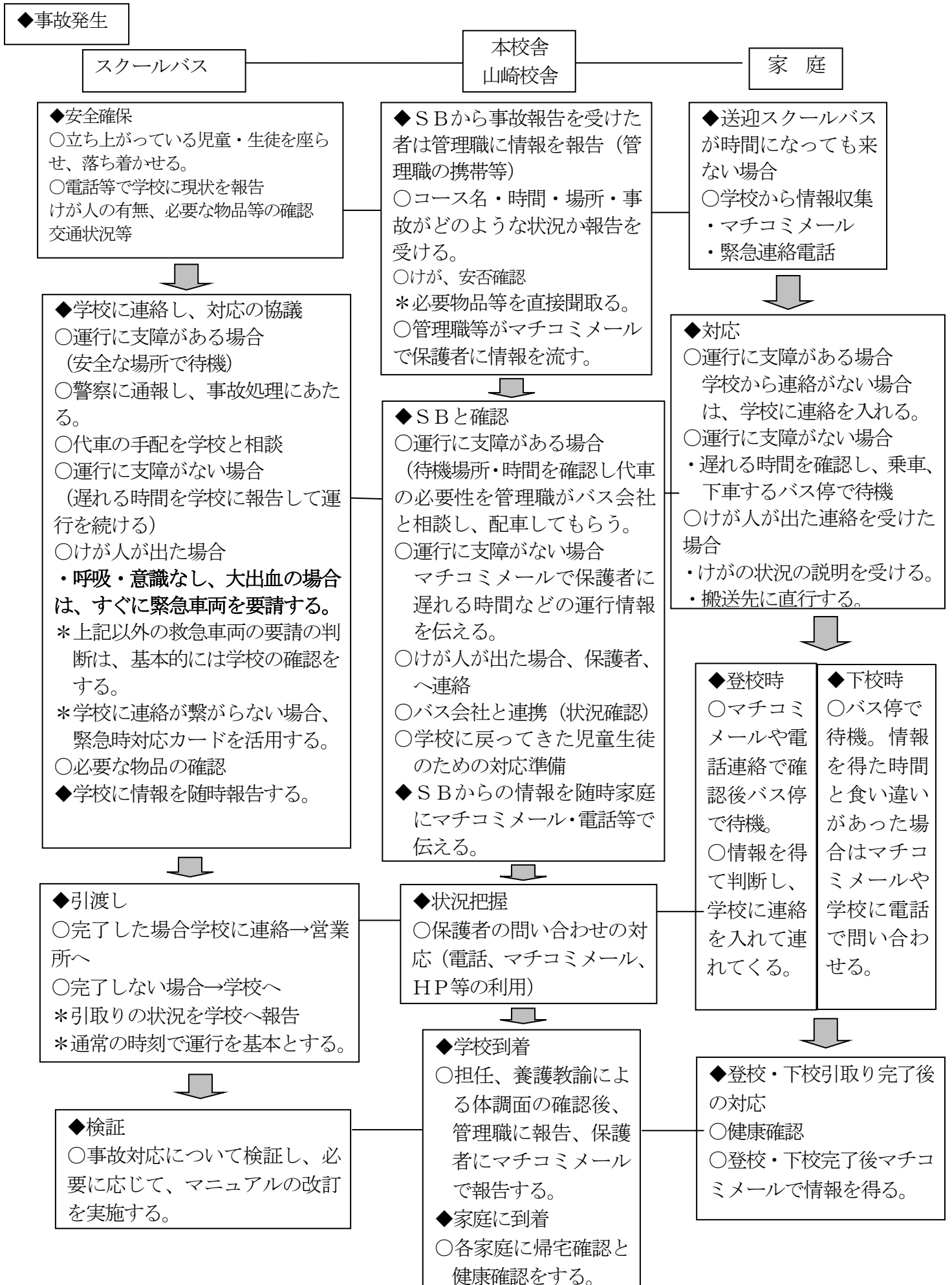
します。

緊急時の連絡について

○緊急事態が発生し、平常運行が困難な場合等、学校から各家庭に連絡します。なお、同様にメール配信サービス(まちこみメール)、ツイッターもいたします。次のページのフローチャートを御覧ください。

◆地震発生





3 その他・注意事項

- スクールバス定期会を実施しております。1学期（5月）は保護者の方も参加可能ですので、御参加をお願いします。
- 何かお気づきのことや相談等がありましたら、乗務員と直接交渉せずに、連絡帳等を通して学校までお知らせください。学校を通じてバス会社へ伝えます。
- 原則として、ひとり1コース1バス停（登下校同じバス停）の御利用となります。ただし、学童保育クラブを利用する場合に限り、通常乗車時の利用バス停とは異なるバス停（1ヶ所のみ）で降車することが可能です。御希望の方は、スクールバス担当まで御相談ください。
- 乗車名簿・下校時刻表・座席表（以下、乗車名簿等）を変更する場合は、学校からお知らせいたします。本校では、4月の1カ月間、暫定版の乗車名簿等で運行し、調整後の5月に確定版として新しく乗車名簿等を配布しております。必ず最新の乗車名簿等を御確認ください。
- 諸事情により、座席を変更することがあります。その際は、御協力ください。
- 他学部及び他学年の校外学習等でスクールバスを使用するため、1便下校の運行ができない日が年間数回あります。学校便りなどで予定の確認をお願いします。どうしても13:50分に保護者の迎えができない場合は、担任まで御相談ください。
- 児童・生徒の過失でバスの車内の器物を破損した場合の代償につきましては、個人負担となります。万が一のことを考え、AIG保険に加入しておかれることをお勧めします。
- スクールバス名簿に氏名が記載された場合、就学奨励費より路線バス定期代、自家用車の燃料費などの交通費が支給されなくなります。登校手段が変わりましたら、担任を通してバス担当と経営企画室までお知らせください。
- 医療的ケアを申請している児童・生徒で乗車を希望される場合は御相談ください。
- 提出いただく診療情報提供書の記載内容によっては、別途乗車について相談することがあります。

「スクールバスの運行と利用について」(家庭用)
—令和2年度版—

発行日 令和2年3月

編集・発行 東京都立町田の丘学園

<本校舎>

〒195-0063 東京都町田市野津田町 2003-1

電話 042-737-0570

<山崎校舎>

〒195-0075 東京都町田市山崎 1-2-17

電話 042-792-4260